

年次報告書／第50期(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

ANNUAL REPORT 2006



オリオン交易株式会社

■はじめに

平素は、私どもオリオン取引株式会社をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

皆様の弊社に対するご理解をより一層深めていただくことを目的に、弊社では平成9年より毎年このディスクロージャー資料「ANNUAL REPORT」(年次報告書)を作成致しており、本号はちょうど第10号目に当たります。

尚、本号は第50期(平成17年4月1日～平成18年3月31日)における当社の会社概要や営業の状況、経理の状況などについてまとめています。特別な記載がない限り、この冊子に記載されている数値等は、第50期における期間中または期末の数字を掲載しております。

さて、商品先物取引業界では、平成16年年末の手数料完全自由化以後、平成17年5月の改正商品取引所法の施行、さらには平成18年6月に法案が成立した金融商品取引法制定への動き等による影響や、また、企業の社会的責任(CSR)を求める声も高まるばかりで、しかも従来と異なり、マルチというか広範囲な方面で求められてきていることなどもあって、弊社と致しましても、しっかりした経営基盤の確立、コンプライアンス体制の充実、お客様サービスの質の向上、地域社会への貢献……等々、これまでに取り組んできたこと以上に、現在、より高度に、より広範囲に、より万全に対応出来るよう努めているところです。しかし、それらによって信頼向上がなされるならば、ますます、弊社は発展していくものと確信致しております。

一方、業界内においては、先の業界の変化に対応出来なかったのか、淘汰や吸収合併、或いは大手の傘下に入るなど、慌しい動きも見られます。常に一步先を見越して対応してきた弊社であっても、培ってきた伝統の上で安心することなく、リスク管理体制やチェックシステム、社員教育、並びに情報サービスなどの充実を図ると共に、より一層の経営の効率化を図り、信用第一に、お客様との信頼関係の上で、さらなる飛躍が出来るよう、今後とも全社一丸となって取り組む所存です。

何卒、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成18年7月吉日

オリオン取引株式会社

■ 主な内容

1. 会社の概況

- [会社の沿革] 当社の設立から現在までの変遷
- [会社の目的] 当社の定款に記載されている目的
- [事業の内容] 当社の経営組織、事業の内容など
- [財務の概要] 平成18年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について
- [主要株主名] 所有株式数の多い株主名と所有数
- [役員の状況] 当社の役員の氏名、主要略歴など
- [従業員状況] 当社の社員数、登録外務員数など

2. 営業の状況

- [営業方針] 当社の営業方針、企業の特徴など
- [取巻く環境] 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向について
- [営業の経過] 当社の平成17年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）の業績
- [今後の課題] 当社が対応すべき今後の課題など
- [受託業務管理規則] 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内自主管理規則

3. 経理の状況

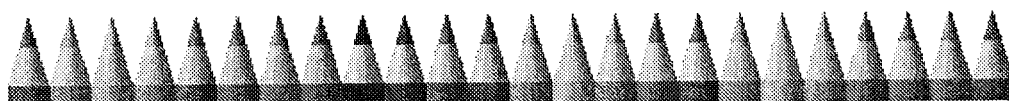
- [貸借対照表] 平成18年3月31日現在における貸借対照表
- [損益計算書] 平成17年4月1日～平成18年3月31日迄の期間における損益計算書
- [財務比率] 業績診断に役立つ当社の主な財務比率

(a) 純資産額規制比率 $(\text{純資産額} \div \text{リスク額}) \times 100$

※「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく同法施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく同法施行規則第99条による算出したものです。そして、「純資産額規制比率」は、純資産額の、商品市場において行う取引について生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率 $(\text{自己資本} \div \text{資本金}) \times 100$

※資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。



(c) 自己資本比率 $(\text{自己資本} \div \text{総資本}) \times 100$

※総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率 $(\text{自己資本} \div \text{総資産額}) \times 100$

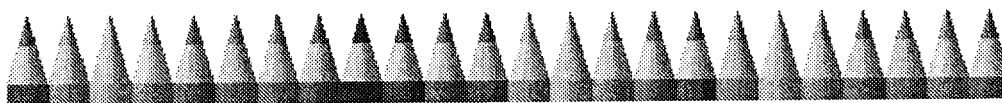
※「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたもので、実質的に事業資金として使用できない、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率 $(\text{負債合計額} \div \text{純資産額}) \times 100$

※「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同法施行規則第38条の規定により算出したもので、(a)の純資産額とは計算が異なります。

(f) 流動比率 $(\text{流動資産額} \div \text{流動負債額}) \times 100$

※短期的に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。



■会社の概況



会社名 オリオン交易株式会社
代表者名 代表取締役会長 戸舘 勇幸
 代表取締役社長 若村 郷
本社所在地 〒650-0034 神戸市中央区京町67番地
電話番号 (078)391-7391代表
設立 昭和32年8月13日
資本金 5億円
営業網 札幌・盛岡・仙台・宇都宮・千葉(平成18年7月に赤坂支店へ統合)・赤坂・横浜・名古屋・梅田・福岡の10支店
主な事業内容 商品取引所における上場商品の売買、売買の媒介、及びこれに付帯する業務全般
 ※この他、農産物、果物、石油製品、貴金属類等の生産又は販売も兼業しています。

1. 会社の沿革

昭和32年8月	商品先物取引の受託業務を目的として、資本金100万円で「光商事株式会社」を神戸市生田区浪花町59番地に創業	11月	資本金を1,800万円に増資
9月	農林省(現農林水産省)の登録を受けて神戸穀物商品取引所(現関西商品取引所)農産物市場の仲買人となり、受託業務を開始	昭和45年5月	資本金を2,400万円に増資
11月	本社を神戸市生田区加納町4丁目1の116へ移転	昭和46年1月	商品取引所法改正に伴い農林大臣(現農林水産大臣)より神戸穀物商品取引所(現関西商品取引所)農産物市場の商品取引員の許可を受ける
昭和34年4月	資本金を200万円に増資	昭和48年3月	資本金を2,500万円に増資 本社を神戸市中央区東町113番地の1へ移転
昭和36年8月	資本金を300万円に増資	4月	営業権の譲渡を受け、新生「光商事株式会社」としてスタート
昭和39年12月	資本金を600万円に増資	昭和49年1月	資本金を5,000万円に増資
昭和40年3月	資本金を900万円に増資	昭和50年7月	商号を「オリオン交易株式会社」に変更
昭和42年12月	資本金を1,200万円に増資	昭和52年2月	資本金を6,500万円に増資
昭和43年3月	本社を神戸市葺合区布引町3丁目2へ移転	昭和57年2月	東京金取引所(現東京工業品取引

昭和61年2月 所) 金市場の会員となる
通商産業大臣 (現経済産業大臣)
より神戸ゴム取引所 (現大阪商品
取引所) ゴム市場の商品取引員の
許可を受ける

3月 資本金を9,000万円に増資

昭和63年3月 農林水産大臣より大阪穀物取引所
(現関西商品取引所) 農産物市場
の商品取引員の許可を受ける

12月 大阪砂糖取引所 (現関西商品取引
所) 砂糖市場の会員となる

平成元年4月 梅田支店開設

7月 資本金を1億7,200万円に増資

平成2年12月 資本金を2億4,000万円に増資

平成3年4月 福岡支店開設

5月 東京工業品取引所銀市場及び白金
市場の会員となる

6月 資本金を3億円に増資

8月 農林水産大臣より東京穀物商品取
引所農産物市場の商品取引員の許
可を受ける

9月 通商産業大臣 (現経済産業大臣)
より東京工業品取引所ゴム市場の
商品取引員の許可を受ける

平成4年7月 東京工業品取引所パラジウム市場
の会員となる

平成7年1月 通商産業大臣 (現経済産業大臣)
より神戸ゴム取引所 (現大阪商品
取引所) 天然ゴム指数市場の商品
取引員の許可を受ける

平成9年4月 赤坂支店開設

平成10年7月 農林水産大臣より関西商品取引所
の農産物・飼料指数市場の商品取

引員の許可を受ける

平成12年6月 通商産業大臣 (現経済産業大臣)
より中部商品取引所の石油市場の
商品取引員の許可を受ける

10月 福岡支店移転

平成13年7月 盛岡支店開設

平成14年3月 横浜支店開設

6月 仙台支店開設

平成15年2月 資本金を5億円に増資

3月 千葉支店開設

5月 梅田支店移転

9月 静岡支店開設

11月 神戸市中央区京町67番地に自社ビ
ル (現O T C神戸ビル) 取得

12月 赤坂支店移転

平成16年4月 本社を自社ビル (O T C神戸ビル)
に移転

6月 宇都宮支店開設

9月 法人部開設

平成17年1月 岐阜支店開設

4月 札幌支店開設

10月 中部商品取引所が鉄スクラップを
上場、日本清算機構より同市場の
清算資格の承認を受ける

11月 日本清算機構より大阪商品取引所
のアルミニウム市場及びニッケル
市場並びに東京工業品取引所の貴
金属市場及び石油市場の清算資格
の承認を受ける

平成18年1月 静岡支店と岐阜支店を統合して新
たに名古屋支店を開設

* * * * *

(平成18年7月 千葉支店を赤坂支店へ統合)

2. 会社の目的

当社の定款第2条には、当社の目的を次のように定めています。

1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買および売買取引の受託業務
2. ゴム・農産物・生糸・乾繭の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
3. 粗糖・精糖・黒糖・ビート糖等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
4. 綿花・綿糸・綿布・毛糸等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
5. 人造絹糸・ステープルファイバー等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
6. 金・銀・白金・パラジウム・銅・地金および非鉄金属等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
7. 原油及び石油製品等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
8. 米、麦等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
9. 前各号における現物商品の販売および加工ならびに加工品の販売業務
10. 不動産およびその付属設備・什器備品類・車輛運搬具の売買仲介・管理および貸付
11. 前各号の現物ならびに有価証券における金融
12. 有価証券の売買
13. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問および販売業務
14. 上場商品指数の取引およびその受託、仲介、取次ぎまたは代理業
15. オプション取引およびその受託、仲介、取次

ぎまたは代理業

16. 前各号に附帯する一切の事業

※前記うち____線部分の事業は、現在行っておりません。

3. 業務の内容

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を受けた商品取引員で、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品について、顧客の委託を受けて取引を執行する業務(以下「受託業務」という)と、自己の計算に基づき取引を執行する業務(以下「自己売買業務」という)を主たる業務としております。

※尚、従たる業務として、米、農産物、果物、石油製品、貴金属類等の生産又は販売も兼業しています。

<受託業務を行っている市場>

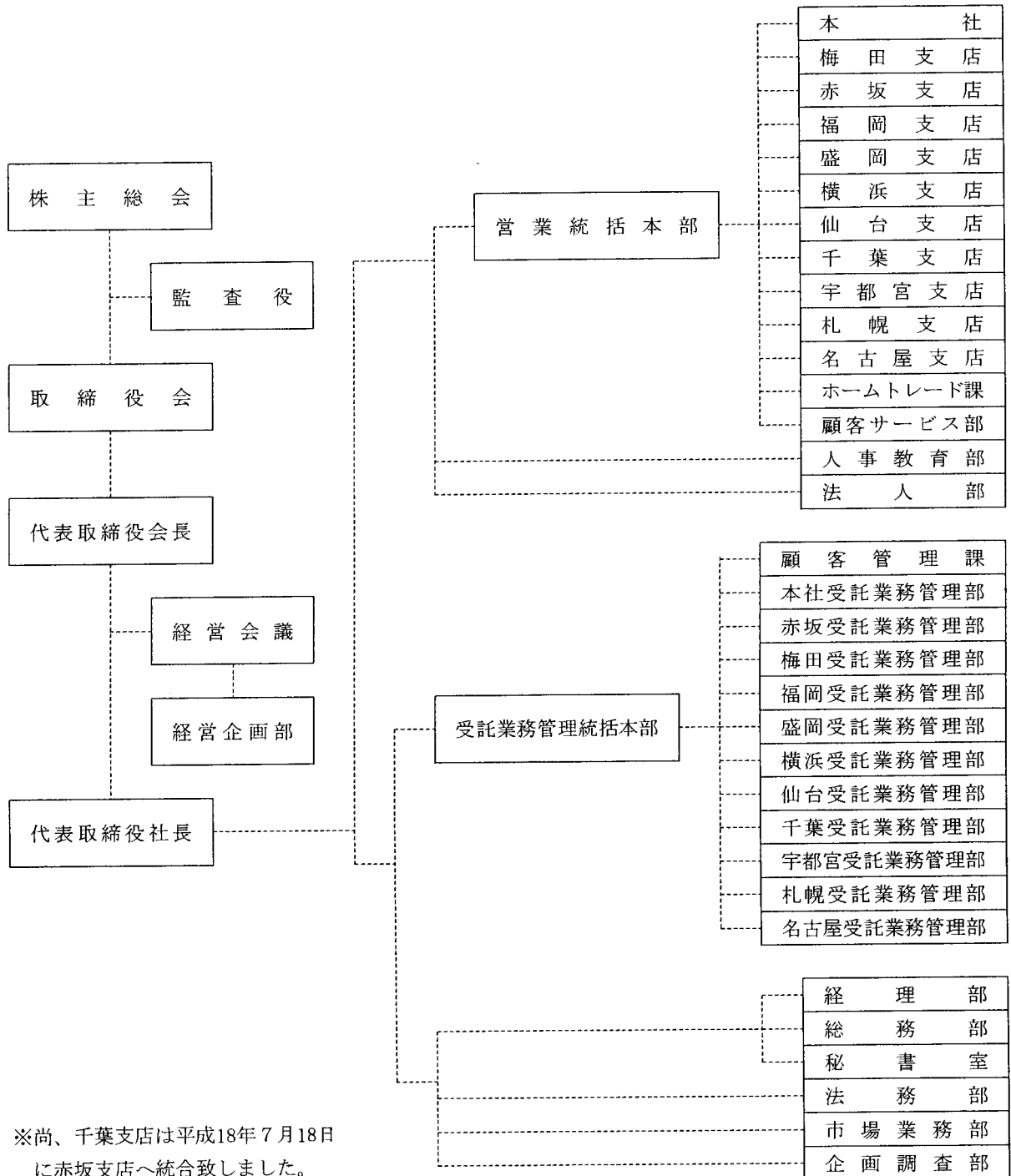
- ・東京穀物商品取引所 農産物市場
- ・関西商品取引所 農産物市場
- ・関西商品取引所 農産物・飼料指数市場
- ・東京工業品取引所 貴金属市場
- ・東京工業品取引所 石油市場
- ・東京工業品取引所 ゴム市場
- ・中部商品取引所 石油市場
- ・中部商品取引所 鉄スクラップ市場
- ・大阪商品取引所 アルミニウム市場
- ・大阪商品取引所 ニッケル市場
- ・大阪商品取引所 ゴム市場
- ・大阪商品取引所 天然ゴム指数市場

<自己売買業務を行っている市場>

- ・前記全市場 及び 関西商品取引所砂糖市場

4. 組織図

※平成18年6月15日現在



※尚、千葉支店は平成18年7月18日に赤坂支店へ統合致しました。

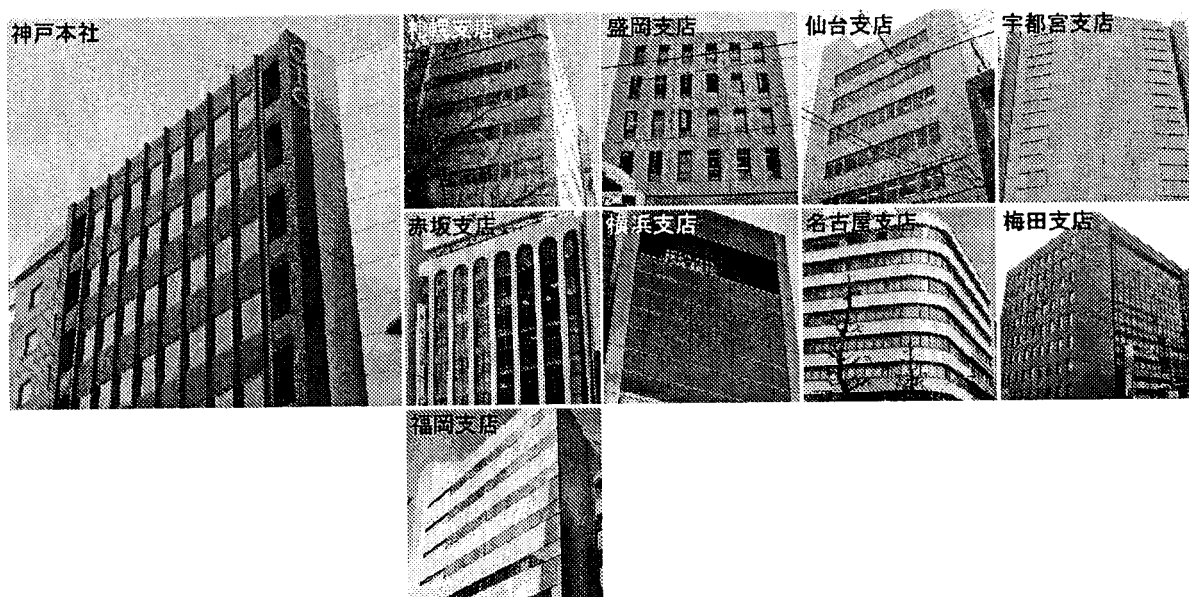
5. 営業所の状況

※平成17年3月31日現在

店舗名	責任者名	所在地	電話番号
本社	本元 勝	〒650-0034 神戸市中央区京町67番地	078-391-7391
赤坂支店	山本 達也	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目5番3号	03-3224-2480
梅田支店	徳山 雅広	〒530-0051 大阪市北区太融寺町5番15号	06-6363-4433
福岡支店	上田 卓也	〒812-0038 福岡市博多区祇園町4番13号	092-282-5300
盛岡支店	岩木 崇	〒020-0063 盛岡市材木町5番1号	019-604-9200
横浜支店	峠田 章	〒220-0004 横浜市西区北幸2丁目10番33号	045-290-5100
仙台支店	永田 哲哉	〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目1番20号	022-722-0303
千葉支店	荒木 喜永	〒260-0045 千葉市中央区弁天1丁目15番1号	043-207-5888
宇都宮支店	熊谷 晃	〒320-0811 宇都宮市大通り4丁目1番19号	028-650-7280
札幌支店	山下 和昭	〒060-0003 札幌市中央区北三条西3丁目1番地2	011-221-1500
名古屋支店	林 敬之	〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目6番12号	052-205-7501

※本社の責任者名は本社営業部の責任者名を記しています。

※尚、平成18年7月に千葉支店を赤坂支店へ統合しました。



6. 財務の概要

※平成18年3月31日現在(千円未満切り捨て)

a. 決算年月	平成18年3月期
b. 資本金	500,000千円
c. 純資産額(※)	4,270,680千円
e. 総資産額	12,160,445千円
f. 営業収益	5,352,042千円
(うち受取委託手数料)	(4,853,960千円)
g. 経常利益	1,679,358千円
h. 当期純利益	877,579千円

※純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同法施行規則第38条の規定により算出しております。

7. 発行済株式総数

※平成18年3月31日現在

発行済株式の総数	960,000株
----------	----------

※当社の株式は非上場株式です。

8. 主要株主名(上位10名)

※平成18年3月31日現在(千株未満切り捨て)

氏名又は名称	所有株式数	発行株式総数に対する所有株式数の割合
戸 舘 勇 幸	254千株	26.5%
オリオン交易社員持株会	175千株	18.2%
渡 辺 英 嗣	57千株	5.9%
田 中 一 郎	50千株	5.2%
若 村 郷	50千株	5.2%
中 嶋 洋 治	48千株	5.0%
坂 元 好 夫	34千株	3.6%
谷 口 茂 喜	31千株	3.3%
篠 原 定 功	30千株	3.1%
安 藤 五 続 雄	29千株	3.1%
上記10名の合計	761千株	79.3%

9. 従業員の状況

※平成18年3月31日現在

項目	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	262人	199人	63人	131人	131人
平均年齢	31.4歳	32.6歳	27.7歳	29.6歳	33.3歳
平均勤続年数	5.3年	6.0年	3.0年	4.1年	6.5年
外務員数	169人	153人	16人	131人	38人

10. 役員状況 ※平成18年6月15日株主総会並びに取締役会承認

役名 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 会長	戸 舘 勇 幸 昭和22年7月10日	254千株
代表取締役 社長	若 村 郷 昭和27年6月16日	50千株
取締役副社長	野 村 征 義 昭和14年3月5日	4千株
取締役副社長	小 山 勝 昭 昭和17年3月17日	0千株
常務取締役	田 中 一 郎 昭和30年6月18日	50千株
常務取締役	坂 元 好 夫 昭和32年4月2日	34千株

役名 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
常務取締役	藤原 宏次郎 昭和28年3月29日	26千株
取締役	安藤 五統雄 昭和38年4月2日	29千株
取締役	林 敬之 昭和39年12月10日	29千株
取締役	谷口 茂喜 昭和36年9月22日	31千株
取締役	小橋 千恵三 昭和28年1月16日	18千株
取締役	益田 定 昭和27年12月13日	15千株
取締役	大庭 徹 昭和20年3月13日	12千株
取締役	佐藤 民夫 昭和23年1月29日	10千株
常勤監査役	中嶋 洋治 昭和23年7月26日	48千株
社外監査役	福井 和郎 昭和22年6月22日	10千株
計	16名	625千株

※1. 監査役 福井和郎 は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役です。

※2. 所有株式数の千株未満は切り捨てています。

■ 営業の状況

1. 営業方針

当社は、お客様一人ひとりに対し、それぞれの異なるニーズに合わせたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、良きアドバイザーとして信頼される企業を目指し、日々努力しております。

そのためにも、まず、当社の登録外務員が、担当しているお客様一人ひとりのニーズをよく把握し、お客様の立場に立ったサービスを心掛けるよう、常に指導、教育しています。

その内容は、商品先物取引にこだわらず、広く資金運用全般にわたってお役に立てるよう努めております。

また、コンピューターや情報機器の発達で、世の中は大変便利になりましたが、その結果、人と人との関係が無味乾燥としたものになってきているようにも思われます。こういう時代だからこそ逆に、人と人の触れ合い、心と心の触れ合いが大切だと当社は考え、そういう触れ合いの中で、自らの信頼を築くことを社員一人ひとりのモットーにさせています。

つまり、当社は、グローバルスタンダードが叫ばれる時代に逆行するかも知れませんが、地域に密着した「顔の見えるサービス」を、これからも大切にしていきたいと考えています。

一方、企業の、金融業界においては特にコンプライアンスが強く求められています。

当社に致しましても、その徹底が当社とお客様との信頼の掛け橋を結ぶ近道と考え、現在、営業部と営業を監視する受託業務管理部、及び社員教育や社員管理の人事教育部を中心に、受託等業務に万全を期すよう全力で取り組んでいます。

受託業務管理部では、全店のお客様からの苦情

や相談に迅速に対応できる態勢を整えると共に、毎日のお客様の取引状況を調査し、取引に無理がないかなどのチェックを行っています。また、当社でお取引を始められるお客様には、契約に先立ち、同部の者がお客様に面談の上、お取引の際の特に注意すべき内容についての補足説明を行い、お客様の注意を促すと共に、営業活動についてのアンケート調査を行い、営業部の活動に行き過ぎがないかチェックし、その牽制にも努めております。

その特に注意すべき内容については、当社ホームページでも、お取引の際の注意事項として、補足説明に準ずる内容のものを掲載致しておりますのでご参考下さい。

(URL:<http://www.orionkoeki.co.jp/>)

2. 当社及び当社を取り巻く概況

当社の第50期(平成17年4月1日～平成18年3月31日)における我が国景気は、内閣府が2006年5月19日に発表した2006年1～3月期の1次速報によると、GDP成長率は次頁表の通り堅調で、順調に回復しつつあるように見受けられます。

ただ、2005年にようやくプラスに転じた雇用者報酬が四半期毎の推移ではこのところもう一つ不安定で、また、GDPデフレーターは依然としてマイナス状態が続いており、景気回復の足を引っ張らないかとやや心配されるところです。

しかし、それでも景気回復観は人々との間に確実に浸透してきているようで、内閣府の街角景気ウォッチャー調査によると4月調査では、街角の景況感を示す現状判断DIは54.6で、景気の良い悪いの境目である50を12ヶ月連続で上回っていた。

▼平成18年1～3月期の1次速報（2006年5月19日内閣府発表）より

単位：%

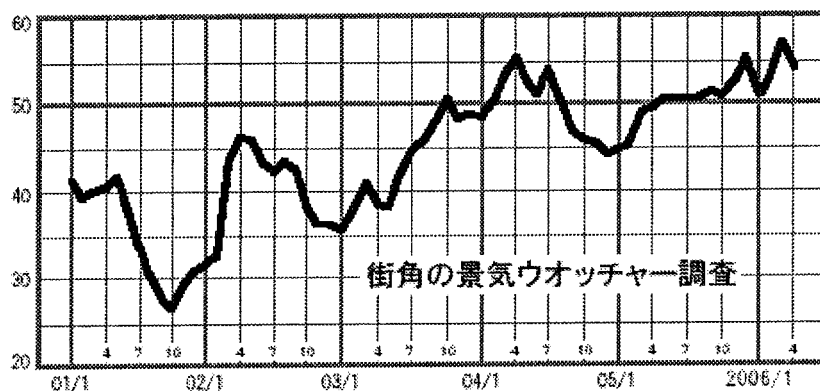
項目	年 度 別				2005年度四半期別			
	2002	2003	2004	2005	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
国内総生産(実質)	1.1	2.3	1.7	3.0	1.3	0.1	1.1	0.5
個人消費(実質)	1.3	0.7	1.6	2.4	0.8	0.5	0.6	0.4
国内総生産(名目)	-0.7	1.0	0.5	1.7	1.0	-0.2	0.7	0.0
個人消費(名目)	0.0	-0.1	1.0	1.7	0.9	0.4	0.4	0.3
雇 用 者 報 酬	-2.5	-1.9	-0.3	1.8	1.3	0.2	0.8	0.0
GDPデフレーター	-1.8	-1.3	-1.2	-1.3	-1.1	-1.3	-1.6	-1.3

そういう人々の声援を受けた格好で、日経平均株価225種は2005年4～5月の11,000円割れ水準から2006年3月には17,000円台乗せを成し遂げた。

そんな中、2003年度に3億枚の大台に乗せた全国商品取引所の総売買高は、2004年度に前年度比13.6%ダウンの2億6,957万6,452枚となり、3億枚台をキ

ープ出来なかっただけでなく、5年続いていた過去最高記録更新も途絶えさせたが、2005年度の総売買高も前年比20.0%減の2億1,560万5,478枚と、昨年を大きく下回った。

商品別市場占有率(※[]内は前年度)を見ると、石油市場が39.5[52.0]％、貴金属市場が27.9[21.0]％、農産物市場が21.9[20.3]％と3市場で9割近く占め、ゴム市場の8.7[2.6]％を除き、他市場はいずれも1％以下の状態だった。取引所別占有率は、東京工業品取引所59.9％、東京穀物商品取引所が21.9％、中部商品取引所が15.9％で、大阪商品取引所の1％強を除くと、他3商品取引所は



▲景気ウォッチャー調査(内閣府調べ)

0.5%以下となっていた。

売買高の低下要因としては、この取引人気の一部に集中することによる弊害や、商品取引員各社が2005年5月1日に施行された改正商品取引所法への対応を優先させたため、というようなことが考えられます。

しかし、この1年間で日本商品先物振興協会の会員数が7社ほど廃業などにより減少したとか。商品や取引所毎に取引人気に偏る傾向にあることを考えると、将来、取引員毎に取引人気に偏ってきて不思議ではないような気がします。

* * * * *

＜当社取り扱い商品の2005年度の値動き＞

◎Non-GMO大豆、一般大豆そろって4月の底練りから5月、6月と上昇、6月に年度最高値を付けたあとは、一気に値を崩し、9月に年度最安値を付けた。その後は、2006年2月にかけて堅調に推移し、3月末にかけてちょっと頭を傾けたような格好。

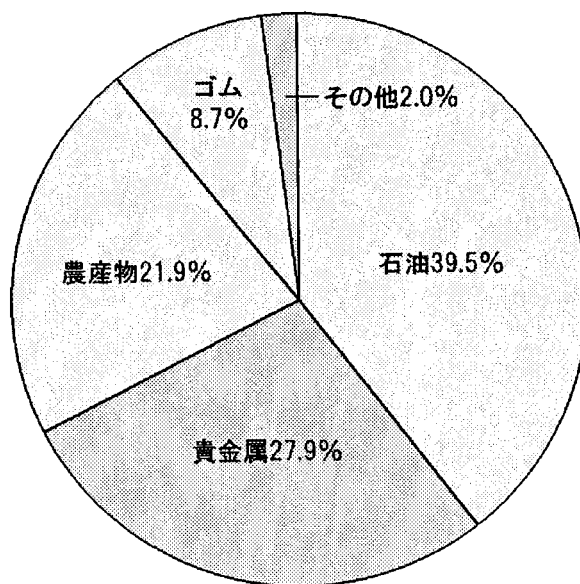
◎トウモロコシ、コーン75指数は、5月の安値から7月にかけて上昇、8月、9月にかけて下落、トウモロコシは8月に年度最安値を付け、コーン75指数は9月に年度最安値を付けた。その後年度末にかけて上昇、2006年3月に年度最高値を付けた。

◎大豆ミールは、4月から6月にかけて上昇、6月に年度最高値を付けたあとは、一気に値を崩し、9月に年度最安値を付けた。その後10月に跳ね返るも、以後は、上下しながらも、やや軟調気味に年度末まで推移した。

◎アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、コーヒー指数は、4月から6月にかけて堅調に推移するも、6月の高値から9月にかけて値を崩し、9月に年度最安値を付け、その後、1月の年度最高値に向けて大きく上昇し、3月末にかけてちょっと頭を傾けたような格好。

◎小豆は、4月から5月にかけて上昇、5月に年度最高値を付けたあと一気に値を崩し、9月に年度最安値を付けた。その後は堅調に推移し、1月にかけて上昇、あと軟調に。

◎RSS3号、TSR20、ゴム指数は、5月の年度最安値から2006年2月の年度最高値まで値を伸ばし、その後、3月末にかけてちょっと頭を傾けたような格好。



▲全商品取引所の2005年度売買高商品別占有率

◎灯油は、9月から11月にかけて押し目を入れながらも、5月の年度最安値から2006年3月の年度最高値まで値を伸ばした。

◎軽油は、5月の年度最安値から2006年2月の年度最高値まで値を伸ばし、その後、3月末にかけてちょっと頭を傾けたような格好。

◎原油、ガソリンは、5月の年度最安値から2006年1月の年度最高値まで値を伸ばし、その後、3月末にかけて高値圏内でモミ合った。

◎2005年10月に取引が開始された鉄スクラップは、その月に年度最高値及び年度最安値を付けるという荒い動きのあと12月にかけて上昇、のち下落、2006年2月にかけて上昇、のち下落と、どうも落ち着きのない動きを繰り返した。

◎アルミニウムは、5月の年度最安値から2006年2月の年度最高値まで値を伸ばし、その後、3月末にかけて高値圏内でモミ合った。

◎ニッケルは、4月から6月にかけてジリ高後に、10月にかけてジリ安となり、10月に年度最安値を付けた。その後、2006年2月の年度最高値まで上昇し、3月末にかけて高値圏内でモミ合った。

◎金、銀は、途中で何度も押し目を形成しながらも、5月の年度最安値から2006年3月の年度最高値までほぼ上昇傾向を続けた。

◎白金は、途中で何度も押し目を形成しながらも、5月の年度最安値から2006年2月の年度最高値まで上昇、その後、3月末にかけて高値圏内でモミ合った。

◎パラジウムは、7月にかけてジリ安で推移、7月に年度最安値を付けたあと、12月と2006年2月にちょっと大き目の押し目が入るも、3月の年度最高値まで上昇した。

◎参考／東京円(対ドル)は、5月の年度最高値から12月の年度最安値まで下落、その後は年度末にかけて頭をもたげようとしている風情。

=====

<第50期における当社の主な出来事>

- ◎2005年4月1日 個人情報保護法施行
- ◎2005年4月14日 札幌支店開設
- ◎2005年5月1日 改正商品取引所法施行
" 日本商品委託者保護基金が設立される
- ◎2005年5月2日 日本商品清算機構が業務開始
- ◎2005年7月1日 外国為替証拠金取引を取り込んだ改正金融先物取引法施行
- ◎2005年9月28日 神戸穀物問屋組合加入
- ◎2005年10月11日 中部商品取引所が鉄スクラップを上場／同市場受託会員に
- ◎2005年11月22日 大阪商品取引所のアルミニウ

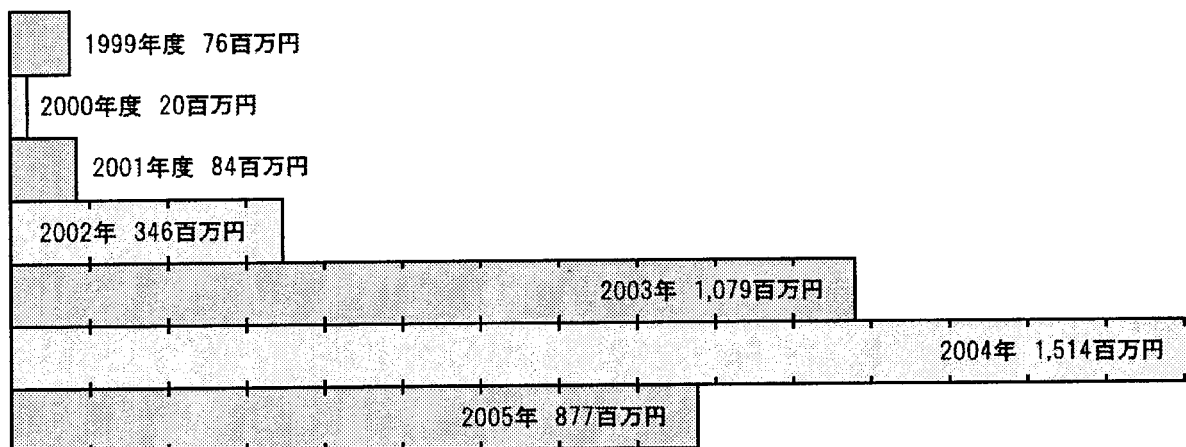
ムとニッケルの両市場受託会員に

- ◎2005年11月23日 遠野で委託栽培していた黒大豆収穫
- ◎2005年11月24日 東京工業品取引所の貴金属と石油の両市場受託会員に
- ◎2006年1月23日 静岡支店、岐阜支店を統合し、名古屋支店を開設
- ◎2006年3月27日 本社ディーリングフロア改装
- ※2006年4月1日 東京穀物商品取引所に横浜商品取引所が吸収合併される
" 関西が生糸市場を休止

3. 営業の経過及び結果

当社は、2001年度以降の盛岡支店、横浜支店、仙台支店、千葉支店、静岡支店、宇都宮支店、岐阜支店の開設に続き、第50期(平成17年4月1日～平成18年3月31日)も札幌支店を開設、営業基盤の拡大を行いました。また、営業の効率化を図るため、静岡支店と岐阜支店を名古屋支店に統合しました。

そして、2005年5月1日の改正商品取引所法施行を機に、コンプライアンス体制を他社に先駆けこれまで築き上げたものよりさらに一層強固な体制を構築したり、また、正々堂々を基とした営業姿勢の強化等を優先したことから、このところ業界全体の売買高が減少しても当社は増加を続けていたのに、同期間の当社売買高は業界全体の前期比20.0%減と同程度の20.3%減となりました。結果、受取手数料は同11.2%減の48億5,396万円でした。尚、自己ディーリング業務における売買損益は同0.3%増の4億9,439万6千円でした。



▲当期純利益の推移

一方、営業費用は、経費削減努力が及ばず、より働きやすい環境整備のための経費等の増加をカバーし切れず、同14.6%増の38億5,645万円となり、この営業費用増と前述の営業収益減が響き、営業利益は同42.3%減の14億9,559万2千円、経常利益は同37.3%減の16億7,935万8千円となり、当期純利益も同42.0%減の8億7,757万9千円とそれぞれ前期を下回りました。結果、1株当たりの当期純利益は914円14銭となりました。

4. 当社が対処すべき課題

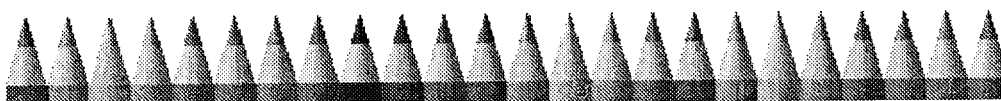
大きな課題としては、平成16年末からの手数料完全自由化。弊社は、すでに手数料割引制度を導入しているものの、他社の取組がまだ本格化しておらず、言い換えれば、まだ競争原理が働いていない訳で、この取組が本格化するまでに、十分な

経営体力をつけておく必要が有りそうです。

同時に、手数料の割引等に対応できるよう、絶対的な取引量の確保が必要で、そのためには、外務員1人当たり、1支店当たりの委託者数並びに預り証拠金残高の増加、それに比例した建玉の増加を図らなければならないでしょう。

或いは、商品先物取引の受託業務以外での安定した収入の確保といったことも一つの選択肢で、そういう意味では2004年9月に開設した法人部を中心に現物商品の売買等をもっと充実させていく必要があるでしょう。

また、2005年5月からの改正商品取引所法の施行に伴い、淘汰される同業他社が目立つのと、反対に他業種からの参入も有り、競争激化等に備えて、よりスリムで小回りの利く、経営効率の良い営業を心がけることが必要であると思われます。



(a)受取手数料(消費税は含まれておりません)

(金額：千円未満切り捨て)

商品市場	期別	第 48 期	第 49 期	第 50 期	前期比
		平成16年 3 月期	平成17年 3 月期	平成18年 3 月期	増減率
商品先物取引					
・農産物市場		2,100,964	2,344,075	2,387,685	1.86%
・農産物・飼料指数市場		3,984	1,344	38,766	2,784.37%
・ゴム市場		427,690	242,779	277,450	14.28%
・ゴム指数市場		2,576	342	1,464	328.07%
・石油市場		1,744,540	2,878,048	2,004,894	▲ 30.33%
・貴金属市場				130,828	—
・鉄スクラップ市場				12,840	—
・アルミニウム市場				30	—
・ニッケル市場				—	—
合 計		4,279,755	5,466,589	4,853,960	▲ 11.20%

(b)売買損益(消費税は含まれておりません)

(金額：千円未満切り捨て)

商品市場	期別	第 48 期	第 49 期	第 50 期	前期比
		平成16年 3 月期	平成17年 3 月期	平成18年 3 月期	増減率
商品先物取引					
・農産物市場		242,123	186,771	152,679	▲ 18.25%
・農産物・飼料指数市場		2,376	8,336	37,175	345.95%
・ゴム市場		92,157	73,973	67,097	▲ 9.29%
・ゴム指数市場		2,258	2,643	▲ 9,542	▲ 461.02%
・石油市場		41,650	220,768	238,104	7.85%
・貴金属市場				▲ 4,386	—
・鉄スクラップ市場				13,381	—
・アルミニウム市場				▲ 112	—
・ニッケル市場				—	—
合 計		380,565	492,491	494,396	0.38%

(c)売買高

(単位/枚)

商品市場	期別	第 49 期			第 50 期		
		平成17年 3 月期			平成18年 3 月期		
		委 託	自 己	合 計	委 託	自 己	合 計
商品先物取引							
・農産物市場		1,390,072	704,035	2,094,107	1,357,349	600,344	1,957,693
・農産物・飼料指数市場		430	385	815	19,850	18,248	38,098
・ゴム市場		115,951	71,097	187,048	144,083	88,330	232,413
・ゴム指数市場		69	108	177	1,670	856	2,526
・石油市場		2,747,148	1,101,142	3,848,290	1,826,793	794,459	2,621,252
・貴金属市場					27,517	668	28,185
・鉄スクラップ市場					11,797	6,714	18,511
・アルミニウム市場					10	8	18
・ニッケル市場					—	—	—
合 計		4,253,670	1,876,767	6,130,437	3,389,069	1,509,627	4,898,696

※(a)、(b)、(c)とも、上記期間におけるオプション取引の実績はありません。

5. 受託業務管理規則について

当社では、お客様との信頼関係をより強固なものにするため、受託業務に関する社内自主規制規則として『受託業務管理規則』を設けています。

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品市場における取引(以下、「商品先物取引」という)の受託及びその委託の勧誘並びにこれらに付帯する業務(以下「受託等業務」という)について、その適正な運営及び管理に必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

(誠実かつ公正の原則)

第2条 当社並びに当社役員及び社員は、顧客に対し、顧客の意思を尊重し、誠実かつ公正に、その業務を遂行するものとする。

(受託等業務における禁止行為)

第3条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、商品取引所法、同法施行規則(主務省令)、主務省の定める「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」、受託契約準則、並びに日本商品先物取引協会が定める「受託等業務に関する規則」等を遵守し、それらに定める禁止行為を行ってはならない。尚、それら禁止行為については、受託契約前に委託者に説明しておかなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第4条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、第5条から第13条までに定める行為を徹底し、取引は委託者である顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と

認識を得るものとする。

(勧誘の告知)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び同勧誘であることを告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、以後の継続的な勧誘又はその後の再勧誘は行なわないものとする。また、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号について記録を作成し、FAXやメール等で本・支店等全社内に周知徹底し、社内掲示する等その防止措置を講ずるものとする。尚、勧誘拒否者の記録は管理担当班で厳重に保管するものとする。

3 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行なわないものとする。但し、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

- ①午後9時から午前8時等迷惑となる時間帯における電話又は訪問による勧誘
- ②顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- ③顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
- ④顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

(勧誘の際の説明義務)

第6条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「受託契約準則」、「商品先物取引委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用い

て次の事項を顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。尚、説明及び理解の確認に当たっては、まず、①号及び②号に係る説明をし、その理解の確認を書面により行い、その後にその他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

- ①商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- ②預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- ③取引証拠金等の制度、種類及びその発生のしくみ等に関する事項
- ④委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- ⑤商品取引員の禁止行為に関する事項
- ⑥その他「商品先物取引委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

2 商品先物取引は損失を被ることがあるため、顧客に対し取引は自己の責任と判断において行なうべきものである旨十分な理解と自覚を求めものとする。

3 当社は、委託者の保護措置として、委託者毎に投資可能資金額を取引限度とする制限を設けており、その範囲内で取引するよう制限している旨を説明し、顧客の十分な理解と認識を得られるよう求めるものとする。

(取引意思の確認)

第7条 商品先物取引の受託に際しては、委託者の取引の意思を十分に確認した上で行うものとする。

2 当社において新たに商品先物取引を始めようとする委託者(以下、「新委託者」といい、当社と

の取引を終了した者も含む)に対しては、受託契約前に、別に定める「顧客等の本人確認要領」に基づく本人確認に必要な書類を添えた所定の「口座開設申込書」による申し込みを受けなければならない。

3 前項の口座開設申込書には、顧客の属性情報を的確に把握するため、以下の事項を設定し、当該顧客から申告を受けるものとする。但し、④号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損金額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受けなければならない。

- ①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
- ②職業、会社名、役職名勤務先等
- ③年収及び資産の状況
- ④投資可能資金額
- ⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度
- ⑥その他当社が必要と認めた事項

4 勧誘時及び契約時において委託者の取引の意思を確認することは勿論のこと、取引中の委託者であっても、受注の都度取引の意思確認を行わなければならない。

5 前各項の取引意思の確認については、その内容を明確にしておくため、確認の日時、場所、確認者及び確認内容等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、各店舗毎に商品先物取引を行おうとする顧客について、「口座開設申込書」に基づいて次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え

付けるものとする。

- ①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
- ②職業、会社名、役職名勤務先等
- ③年収及び資産の状況
- ④投資可能資金額
- ⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度
- ⑥その他当社が必要と認めた事項

2 前項各号の記載内容に変更があったときは、その都度更新し、適切に管理するものとする。

3 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、すべてこれを第14条第3項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。尚、その写し(各店の当該委託者分)を各店においても備え付けるものとする。

(理解度等の調査)

第9条 新委託者に対しては、商品先物取引に対する理解度及び取引の意思の確認等を判定するため、営業部の者(登録外務員)が下記の項目等について調査を行うこととする。

- ①損失リスク等、取引の危険性に対する理解
- ②商品先物取引の仕組み及び損益計算方法の理解
- ③取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
- ④値幅制限、建玉制限及び投資可能資金による制限等についての理解
- ⑤その他、商品取引員の禁止事項等、「商品先物取引委託のガイド」の内容についての理解
- ⑥自己の判断及び責任において取引を始める旨の意思の確認

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第10条 当社は、次の各号の一に該当する者を商

品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なわないものとする。

- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③破産者で復権を得ない者
- ④借入により商品先物取引を行なおうとする者
- ⑤長期療養者及びこれに準ずる者で随時連絡が取れない者
- ⑥主として年金、恩給、退職金、保険金等により生計を維持しており、それらの収入が収入全体の過半を占めている者
- ⑦一定以上の収入(年収500万円以上)を有しない者
- ⑧25歳未満の若年者及び70歳以上の高齢者
- ⑨投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者

2 前項⑥号及び同⑦号に該当する者については、本条①号の例外要件を満たしている場合、前項⑧号の70歳以上の高齢者のうち75歳以上の者については本条②号の例外要件を満たしている場合、前項⑨号に該当する者については本条③号の例外要件を満たしている場合であって、それぞれ自書により、自ら商品先物取引を行なうに不適格な対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、第14条第3項に定める総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受

託ができるものとする。尚、前項⑧号の70歳以上～75歳未満の高齢者についても、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること及び投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて総括責任者が厳格に審査するものとする。

①顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。

②顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、株式の信用取引等)の経験が有り、且つ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を客観的に証明できるものがあること。

3 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

4 第1項各号に該当しない者であっても、第14条第3項に規定する管理担当班ブロック管理責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引にふさわしくないと認定した者に対しては、商品先物取引の勧誘及び受託を行なわないものとする。

5 取引中に新たに第1項各号に該当することが明らかになった場合には、当該委託者に取引の決済を要請し、速やかに清算するよう努めるものとし、その後の勧誘及び受託は行なわないものとする。但し、第1項⑥号から⑨号までの該当することとなった者については、第2項の手続きによる総括責任者の審査を受けて承認を得た場合は、この限りではない。

6 第2項に係る審査に関して、同項に規定しな

い審査手順等の詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(適合性の審査)

第11条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なおうとする場合、口座開設申込書、顧客カード及び第9条の理解度調査に基づいて顧客の知識、経験、理解力及び資金力等の把握に努め、適合性の原則に照らして審査し、不相当であると認められる商品先物取引不適格者の参入を防止しなければならない。

2 前項の審査による承認があるまでは、登録外務員は、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとし、その者からの申し出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。

3 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

4 適合性の審査手順等の詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(重要事項の補足説明及び適合性の再調査等)

第12条 前第11条の審査終了後、第14条に定める受託業務管理部の者が事前交付書面の種類、商品先物取引の危険性、取引は委託者の自己責任により行う旨、値幅制限や投資可能資金による建玉制限等々について記載した所定の重要事項補足説明の冊子を使いながら説明を行うとともに新委託者の理解度等の再調査を受託契約前に行うものとする。

2 前項の理解度等の再調査が終了するまでは、登録外務員は取引の売買注文を受けないものとする。

3 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対応する部署について、委託者に周知し、疑義の早期解決に努めるものとする。

(不正資金流入防止措置)

第13条 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭又は有価証券等を取扱っている者、企業の経理又は財務担当者等の自己の資産以外の金銭等を取扱っている者から新たに商品先物取引の受託を行う場合は、本人から取引を行いたい旨の理由を明記した本人自書の申出書があり、第14条第3項に定める総括責任者が認めた場合に限る。

2 前項に該当する委託者からの投下資金累計額(取引証拠金に加算した差引益金の額は除く)が当該委託者に見込まれる投資可能資金額の範囲を超えることとなる場合は、資金の裏付けとなる証明書類の提出を求め、第14条第3項に定める総括責任者の承認を得るものとする。提出がない場合は追加資金の入金を断るとともに、既存の建玉に関しても十分に注意し、決済してもらうよう当該委託者に申し出る。

3 尚、不正資金流入防止措置の経過を明確にするため、本条第1項又は第2項において行った投資可能資金額ないし金融資産の調査に係る記録を作成し、当該委託者が取引を終了した後より3年間保存するものとする。

(受託業務管理担当班の設置)

第14条 当社は、受託等業務に係る責任の所在の明確化を図るため、受託業務管理部を設置し、各本支店毎に受託業務管理部の者を中心に営業部門以外の者で受託業務管理担当班を設ける。

2 受託等業務に係る総括管理及び管理担当班の職務の総括調整を行うため、本社に総括責任者、及びブロック毎にブロック管理責任者を置くものとする。

3 総括責任者及びブロック管理責任者は次の者とする。

①総括責任者は受託業務管理部統括本部長(上級取締役以上)がこの任に当たり、副総括責任者は受託業務管理部上級管理者(部長以上)がこの任に当たる。

②ブロック管理責任者は副総括責任者がこの任に当たり、各本支店の受託業務管理担当班の者が補佐する。

4 総括責任者は、取締役会に受託業務管理状況を年2回以上報告しなければならない。

(受託業務管理担当班の職務)

第15条 受託業務管理担当班の職務は次の通りとする。

①「口座開設申込書」及び「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定

②顧客管理のための「顧客カード」の整備

③委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制

④「委託者からの受託に係る取扱要領」に基づく審査

⑤登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導

⑥取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置

⑦外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

⑧委託者からの苦情、紛争に対する適切な対応

⑨過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入
予防措置

⑩商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委
託者の理解度を向上させるために必要な措置

⑪その他委託者の保護育成に必要と認められる事
項

⑫第21条第2項に定める違反者に対する処分につ
いて、懲罰委員会に意見を具申する。

⑬各本支店の受託業務管理部とよく連絡を取り合
って職務の調整を図る。

(未経験者の保護育成措置について)

第16条 当社は、商品先物市場に参入するにふさ
わしい健全な委託者層の拡大を図るため、直近の
過去3年以内に延べ90日以上商品先物取引の経験
のない委託者(以下、「未経験者」という)について
は3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育
成措置を講ずるものとする。

①委託者に対し、第6条及び第12条に定める説明
を行うことにより商品先物取引についての十分な
理解と認識を求めること。

②取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失
の発生についての理解を求め、余裕資金を保持し
た取引を励行させるとともに、当該委託者の資金
力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断さ
れる取引についてはこれを抑制する等の措置を講
ずること。

③習熟期間内における受託数量を、建玉時に預託
する取引証拠金等の額が口座開設申込書により顧
客が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相
当する数量に制限すること。但し、その額には取
引開始後に発生する追証拠金、臨時増証拠金、定
時増証拠金等は含まないものとする。

④その他未経験者の取扱いに係る詳細は、別に定

める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるも
のとし、未経験者に対してその内容を契約前に分
かりやすく説明して理解を得ること。

2 前項③号の制限について、未経験者自身がこ
れを超える取引を希望した場合には、当該者がそ
のためには本人が商品先物取引に習熟しているこ
とが必要であること及び当社において未経験者を
保護するために取引数量を制限する措置を設けて
いることを理解しているとともに、自らその要件
を満たすことについて確認している旨の自書によ
る申出書を受けた上で、当該者が商品先物取引に
習熟していることを客観的に確認できるものがある
場合において、総括責任者がこれらの内容を審査
し、承認したときは、前項③号の受託制限数量
を超えて受託することができる。但し、その場合
の受託数量は投資可能資金額を上限とする。

3 前項の審査結果については、審査日、審査過
程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録
を作成するものとし、取引終了後3年間保存する
ものとする。

(取引本証拠金について)

第17条 当社において、取引本証拠金の額は、取
引所が定める取引本証拠金基準額以上の額とし、
別表に定める額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として
第14条第3項に定める総括責任者があたり、その
内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知す
る。取引本証拠金基準額及び取引本証拠金の額等
に変更があったときは、委託者に対してその適用
日の2営業日前までに電話及び書面等により通知
し、その通知書面は5年間保存するものとする。

3 取引本証拠金の額等に関して本規則を制定又
は変更したときは、その写しを当該商品取引所に

提出するものとする。

(商品取引所の会員及び当業者についての特例)

第18条 商品取引所の会員及び当業者については、第7条、第8条、第11条に記載されている「口座開設申込書」の差し入れ、及び第9条、第12条に記載されている「理解度等の調査」の実施、並びに第12条に記載されている「重要事項補足説明」の実施は要しないものとする。また、第6条に記載されている「勧誘の際の説明」に関しても、第3条の趣旨に違背しない範囲において、要しないものとする。

(本規則の適用除外)

第19条 当社は、電子取引(オンライントレード)については原則的に本規則の適用除外とし、別に定める「特定の電子取引に関する取り決め」並びに「電子取引システムの運用規定」に従うものとする。

(広告)

第20条 当社において、受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、別に定める「広告の取扱要領」に基づき、その表示及び方法を適正に行うよう努める。

(個人情報の保護)

第21条 当社は、「個人情報の保護に関する法律」及び関連する法令、及び同法に関して主務省が定めたガイドライン等を遵守し、個人情報保護のための組織を形成すると共に社内規程を設けるなど必要な措置を講じ、全役員及び全従業員(契約社員、派遣社員、パート社員等も含む)に必要な研修を行い、個人情報の適正な取り扱いを図るものとする。

(委託者への取引履歴の開示)

第22条 当社は、委託者の保護を図るため、委託

者から当該委託者の取引履歴の開示請求があったときは、別に定める「委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領」により、委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別証拠金等現在高帳を開示するものとする。

(違反者に対する罰則について)

第23条 当社は、受託等業務に関する法令、その他の諸規則を遵守し、社会的信用の向上及び企業としてのリスク管理の向上を図るため、社内に受託等業務に関する懲罰委員会を設置する。

2 本規則に違反した者に対しては次の各号によりこれを懲戒し、その処分内容は前項の懲罰委員会で審議し、その結果を踏まえて取締役会において決定する。

- ①戒告処分
- ②罰金又は減俸処分
- ③謹慎処分
- ④解雇処分

(本規則の制定及び改正について)

第24条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届出するものとする。また、これを変更したときも同様とする。

2 本規則は、各店舗の店頭に備え付け、閲覧を希望する者に開示する。

附則

1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
2. 本規則の改正は平成11年4月1日より実施する。
3. 本規則第7条第1項②の変更は平成12年4月1日より実施する。

4. 本規則の改正は平成12年10月2日より実施する。
5. 本規則第6条第2項の変更は平成13年4月1日より実施する。
6. 第7条第3項、第12条第2項、第13条第1項及び第3項、並びに第17条②の変更は平成14年4月1日より実施する。
7. 本規則第13条第3項①の変更は平成14年6月21日より実施する。
8. 平成15年1月6日に「顧客等の本人確認要領」を別に定めておりましたが、整合性を持たせるために本規則第6条第2項を変更、平成15年4月1日より実施する。
9. 第8条第3項の追加は平成15年4月1日より実施する。
10. 委託本証拠金に関する改正に伴う第10条の変更及び第18条の新設(以下条数繰り下げ)は、平成15年6月6日より実施する。
11. 第19条の商品取引所の会員及び当業者についての特例の新設(以下条数繰り下げ)は、平成16年9月13日より実施する。
12. 受託業務管理体制の強化に伴う第13条第3項の変更は平成17年3月1日から実施する。
13. 本規則の改正は平成17年5月1日より実施する。
14. 本規則の第3条並びに第5条～第12条までの改正は平成17年6月1日から実施する。
15. 本規則の改正は平成17年9月1日より実施する。
16. 本規則の改正は平成18年6月1日より実施する。
17. 本規則の第19条の新設(以下条数繰り下げ)は、平成18年7月3日から実施する。

委託者からの受託に係る取扱要領

本要領は、当社受託業務管理規則(以下、「規則」という)の第9条、第10条、第11条、第12条及び第16条に則り、適合性の審査等についての詳細を下記の通り定めたもので、委託者から取引の受託を行うにあたっては、委託者の意思を尊重し、当該委託者の資質、資力等を考慮の上、相応の投資可能資金額の範囲において受託を行うよう、各項目を厳守しなければならない。

(1) 新たな委託者からの取引の受託を行う場合は、下記①～④の投資経験度を考慮し、口座開設申込書等に基づいて、予め下記の(2)に定める当該委託者の資質、資力等に応じた区分をした上で、委託者からの受託の取り扱いをするものとする。

①投資未経験者

②株式や債券等の現物取引の経験者、及び外貨建ての預金やMMFの経験者

③株式等の信用取引、ワラント取引、オプション取引、先物取引並びに金融先物取引等の経験者、及び外国為替保証金(証拠金)取引の経験者

④商品先物取引、商品先物オプション取引等の経験者

※勤務先の社員持株会での積立や、貯蓄目的の国債、金融債、中国ファンド、MMFなどの購入等は①に属すものとする。②は、主に売買価格又は為替レートの差による利鞘を得ることを目的とした現物取引をいう。

(2) 上記の①、②及び③の該当者であっても、規則第16条でいう「商品先物取引の経験のない委託者」(以下、「未経験者」という)として取り扱うものとし、④における十分な投資経験については

直近の過去3年以内に延べ90日以上とするが、その経験した期間等においてそれを超える場合でも受託業務管理担当班の総括責任者が①、②及び③と同等の者と判断する場合は、未経験者に準ずる者とする。

(3) 取引証拠金等の委託者からの受託数量については、規則第10条第1項⑥号から⑧号の該当者で、同条第2項の定めにより、受託業務管理担当班の総括責任者が認めた者(以下、「特定委託者」という)は、非特定委託者(以下、「一般委託者」という)と区分した上でさらに経験者と未経験者に区分して下記の通り取り扱うものとする。

- ・一般委託者(経験者)の場合……投資可能資金額の範囲で受託する。
- ・一般委託者(未経験者)の場合……投資可能資金額の3分の1以内の範囲で受託する。
- ・特定委託者(経験者)の場合……取引を始めるにあたっては、委託者本人の自書による申出を必要とし、投資可能資金額の4分の3以内の範囲で受託する。
- ・特定委託者(未経験者)の場合……取引を始めるにあたっては、委託者本人の自書による申出を必要とし、投資可能資金額の3分の1以内の範囲で受託する。

但し、一般委託者(経験者)を除き、委託者自らの積極的な意思によって取引証拠金及び取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金を預託することにより上記の各範囲を超える可能性がある場合は、総括責任者が審査した上で認めるものとする。

(4) 当社では、上記(3)の特定委託者について、規則第12条の再調査後、その審査については、審査日、審査過程及び最終審査者の適否判断の根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存す

るものとする。尚、取引が上記(3)により限定された範囲の受託数量であっても、経験者において3,000万円を、未経験者において1,000万円をそれぞれ超える資金が投下された場合は、受託業務管理担当班のブロック管理責任者(副総括責任者)が当該委託者の属性等の再調査を行った上、総括責任者へ書面にて報告し、報告を受けた総括責任者は、その内容を再確認するとともに、必要と認められた場合には当該本支店の受託業務管理部の者に対し所要の指示を行うものとする。

(5) 総括責任者は、各本支店の苦情、紛争の発生状況等を熟慮して、前記(3)における委託者が投下する資金に対し、各範囲(限度)を縮小するなどの所要の措置を講じることができる。

(6) 取引継続中において、委託者から自書による投資可能資金額の増額変更の申出があった場合は、規則第10条第1項⑨号に係る同条第2項の要件及び審査手続きによるものとする。

(7) 未経験者の習熟期間について、規則第16条で3ヶ月間と定めているが、下記の項目等に照らし合わせて、総括責任者が適合性の原則に反する恐れのあると判断する場合、並びに委託者本人自らが希望する旨の自書による要請がない場合習熟期間を解除しない。

- ・取引仕切り(落玉)回数
- ・投資可能資金額又は金融資産等の状況
- ・その他の資産状況
- ・商品先物取引以外の投資経験の有無
- ・初回の理解度等の調査以後に行われた直近の理解度等の調査結果
- ・残高照合回答書(又は残高照合確認書)の差し入れ回数とその内容
- ・職業上の適合性

・当該本支店の受託業務管理部の者及びブロック管理責任者の所見

・その他、差し入れ書面等

(8) 委託者からの受注状況を明確にしておくため、可能な限り次の各号等による記録に努め、一定期間保存する。

- ①顧客連絡簿に受注時等の内容を記載しておく。
- ②当該委託者へ取引が成立した旨の電話連絡の会話は可能な限り録音しておく。
- ③残高照合通知書に関する回答書(又は確認書)の回収に努める。
- ④その他、状況に応じて所要の措置を講ずる。

(9) 取引証拠金として有価証券を預る場合は次の各号に努める。

- ①他人名義の株券を預る場合……株券を占有(所有)する委託者から自分の所有であるとの確認書を預託前に徴収し、株式取得の事情や名義変更未済事由等(売買決済による利益目的及び発行会社のサービス利点目的等)を聴取し書面に記載する。
- ②家族(親子、夫又は妻等)名義の株券を預る場合……株券を占有する委託者から自分の所有であるとの確認書を預託前に徴収すると共に、その親又は子及び夫又は妻である名義人から、委託者の所有であるとの確認書を預託前に徴収する。
- ③親しい友人(知人、会社の同僚等を含む)が占有している株券を預る場合……他人名義かつ占有者が友人・知人等の株券を借用して預託することは原則として禁止する。但し、貸主が借主(委託者)の使用目的及び清算損金が生じた場合、弁済のための換金を要することを承諾する書面の差し入れを貸主及び借主双方から受けた場合はこの限りでない。
- ④その他、必要に応じて、当該委託者が株券の所

有者であると信じて預託を受けたもので、悪意又は重過失はなく、善意取得であることを証明するための書証を徴収するものとする。

(10) 当社は、取引証拠金等の額及び委託手数料について、店頭に表示するとともに、当該委託者には受託を行う前に予め通知するものとする。但し、規則第18条に定める会員及び当業者の委託手数料については、法人部の申請に基づき、規則第14条第2項に定める総括責任者が審査の上、決定し、受託を行う前に予め通知するものとする。

(11) 規則第14条第3項の任務責任の明確化及び任務遂行に支障を来たさぬため、次のように取り扱う。

①総括責任者が不在等の理由により、業務に支障をきたす場合に限り、副総括責任者がその任を遂行する。

②当該ブロック管理責任者が不在等の場合に限り、他のブロック管理責任者が当該ブロック管理責任者の任を代行することが出来る。

(12) 商品取引所の会員及び当業者については、本要領について適用しないものとする。

附則

1. 本要領は平成10年9月1日より実施する。
2. 本要領の実施日以前の既存委託者については、旧要領に基づいて取り扱うものとする。
3. 本要領(2)の改正及び(17)の追加は平成11年4月1日より実施する。
4. 本要領の改正は平成12年10月2日より実施する。
5. 本要領の判断枠等の改正は平成14年4月1日より実施する。
6. 本要領(18)の追加は平成16年9月13日から実施する。

7. 本要領の改正は平成17年5月1日より実施する。尚、本要領の実施日以前の既存委託者については、本要領(9)を除き、旧要領に基づいて取り扱うものとする。

8. 本要領の改正は平成17年9月1日より実施する。

9. 本要領(11)の修正及び追加は平成17年11月1日より実施する。

10. 本要領の(2)及び(3)、(4)、(11)の改正は平成18年6月1日より実施する。

広告の取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、当社において行う広告・宣伝について、その表示及び方法の適正化を図ることにより、委託者保護と当社の社会的信用の向上に資すること、及び受託等業務の適正化並びに効率化を図ることを目的として設ける。

(定義)

第2条 本要領において、広告・宣伝とは次の各号に掲げることを目的とするものをいう。

- ①企業広告(会社についての広告・宣伝)
- ②当社の社員(個人又はグループ)及び各部署についての広告・宣伝
- ③啓蒙広告(商品先物取引、先物オプション取引等についての啓蒙を目的とした広告・宣伝)
- ④受託等業務を目的とした勧誘のための広告・宣伝
- ⑤求人を目的とした募集のための広告・宣伝

2 本要領において、広告・宣伝物とは次に掲げる各号のものをいう。

①会社案内、DM、パンフレット、チラシ等の印刷物(コピー物も含む)及び景品、販促グッズ等

②新聞、雑誌等の印刷媒体を使った掲載広告

③テレビ、ラジオ等の放送媒体を使ったコマーシャル

④インターネット、パソコン通信等のサイバースペースを使った広告及び情報

⑤ポスター、看板、懸垂幕、映画、電光ニュース等を使ったもの

⑥スライド、ビデオ、及びパーソナルコンピュータで制作した左記と同様のもの

⑦セールスレター用資料など手書き又はワープロやコンピュータを使って書き出したもの

3 次の各号に掲げるものは、特に審査を必要としないが、商品先物取引の委託の勧誘を目的に社外に配布、配送する場合は事前に審査担当部署に届け出るものとする。

①新聞や雑誌の切り抜き又はコピーで一切加工(追加記入)していないもの

②テレビやラジオなどの録画、録音テープで一切手を加えていないもの

③各種データの表、グラフ(チャート)等で相場観等の追加記入を一切加えないもの。但し、データの出所、及び計算を行ったものについてはその根拠となる式は明記しなければならない。

④手紙文(セールスレター)そのものについては、各店の管理担当班責任者が第5条の禁止事項に違反しないよう内容について指導するものとする。また、保管等の必要はないものとする。但し、同封する資料については前項⑦に該当し、第4条に定める審査を必要とする。

(管理体制)

第3条 広告・宣伝に係る責任者として「広告管

理責任者」をおき、受託業務管理部統括本部長がこの任に当たる。

2 広告管理責任者は、次条の担当部署の審査に対し、不備が認められる場合は改善措置を命じるものとする。

(広告審査)

第4条 本要領第2条第1項各号及び第2項各号に該当する広告・宣伝は、その実施前に社内審査を実施するものとする。広告・宣伝を行おうとする者が見本1部を次項各担当部署に提出し、当該部署は速やかに審査の上、次の各号の結果を申請者に通知するとともに、広告管理責任者に報告し、審査順に通し番号を付して内容及び審査結果を保管する。また、第2条第2項①(但し、制作または印刷を外部に発注する場合)～⑥の各号に掲げるもののうち次項③に係る広告・宣伝については、その内容について営業統括責任者に許可を得るものとする。

①実施可

②修正を加えれば、実施可

③実施不可

2 広告・宣伝の社内審査は、次の各号に掲げる種類別に各担当部署で受け、当該部署の責任者が審査する。また、受託等業務を目的とした広告・宣伝については、商品取引所法、受託契約準則、受託業務管理規則等にも照らし合わせる必要があるため、各責任者の要請に応じて法務部の者が審査に加わるものとする。

①社名、会社の住所、電話番号、商品取引員である旨又は商品先物取引等の受託等業務を行っている旨のみを掲げた名刺広告は本社総務部が担当する。

②求人広告は本社人事教育部が担当する。

③上記以外の広告・宣伝は本社企画調査部が担当する。

(禁止事項)

第5条 広告・宣伝は、的確な情報を提供することに努め、相場情報に関しては恣意的又は過度の主観的な表示は避け、会社、部署又は個人の判断、評価等が入るときはその根拠を明示し、その他、商品取引所法及び関係法令、受託契約準則、日本商品先物取引協会の受託等業務に違反する表示のあるもの及び次の各号に掲げる広告・宣伝は行ってはならない。

①商業道徳若しくは取引の信義則に違反するもの、又は商品取引員としての品位を損なうもの

②広告・宣伝の内容が誇大なもの、又は受託等業務の内容が正しく表示していないもの

③商品先物取引等の特性又は金融商品等との商品性の違い等について誤解を招く恐れのあるもの

④商品先物取引において利益が生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的表示のあるもの

⑤主務大臣の許可を受けていることにより公的機関が当社を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与える恐れのあるもの

⑥日本商品先物取引協会の会員であることにより、同会が当社を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与える恐れのあるもの

⑦委託手数料について、委託者の誤解を招く恐れのあるもの

⑧その他、公正な競争を妨げ又は委託者の保護に欠ける恐れのあるもの

(印刷物に対して掲載すべき事項)

第6条 新聞広告、雑誌広告、営業用のパンフレット、チラシ等には、当社の顧客相談窓口と日本商品先物取引協会の相談センターの所在地と電話番号、商品先物取引が証拠金制度による取引であることから投下資金以上の損失を生じることがある旨、及び当社の企業情報(ディスクロージャー冊子)が閲覧可能な場所を記載するものとする。

2 名刺程度の広告、営業に直接結びつかない経済セミナー等の告知広告、ポスター、看板、垂れ幕、ホームページ等については前項を適用しない。
(問い合わせ)

第7条 広告・宣伝を行おうとする者が、広告・宣伝の内容、又は表示、表現方法等について不明な点が生じた場合は、独自の解釈によらず、担当部署に問い合わせで判断を仰ぐこと。

(日本商品先物取引協会の措置)

第8条 日本商品先物取引協会から実施した広告・宣伝に対して使用制限等の措置を求められた時は、速やかにその措置を講ずるものとする。

附則

1. 本要領は、平成11年4月1日から実施する。
2. 本要領実施に伴い、広告指導基準として設けた「広告に関する社内審査要領」は廃止する。
3. 本要領の組織変更に伴う担当部署等の変更は、平成14年6月21日から実施する。
4. 本要領第6条新設に伴う変更は、平成17年3月1日より実施する。
5. 本要領第4条第2項の変更は、平成18年6月1日より実施する。

=====

顧客等の本人確認要領

=====

平成15年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行されたのに伴い、弊社「受託業務管理規則」の第7条第2項における新委託者の本人確認方法を下記の通り改める。

(一般顧客の場合)

1. 本人から次のいずれかの本人確認書類(氏名、住所及び生年月日の記載がある場合に限る)の提示を受けることとする。

ア. 取引を行うための申し込み又は承諾に係る書類に顧客が押印した印鑑の印鑑登録証明書

イ. 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証、医療受給者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合組合員証、地方公務員共済組合組合員証、私立学校教職員共済制度加入者証

ウ. 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳

エ. 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)

2. 本人から次のいずれかの本人確認書類の提示を受けた場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参することとする。

ア. 当社との取引印以外の印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書、戸籍の謄抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書

イ. その他、官公庁から発行され、又は発給された書類等で氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

3. 前号又は前々号の各書類又はそれらの写しを

送付によって受けとった場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参することとする。但し、持参する場合は、本店又は統括店より直送すべき書類は除く。

(法人顧客の場合)

4. 法人代表者から次のいずれかの本人確認書類(名称、事務所の住所の記載がある場合に限る)の提示を受けることとする。

ア. 当該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本若しくは抄本、印鑑登録証明書、法令の規定に基づき官公庁から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類

イ. その他、官公庁から発行され、又は発給された書類等で名称、事務所の住所の記載があるもの

5. 前述の各書類又はそれらの写しを送付によって受けとった場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参することとする。但し、持参する場合は、本店又は統括店より直送すべき書類は除く。

(上記の本人確認書類が現住所と異なる場合)

6. 別途、次に掲げる書類で前6ヶ月以内の発行日が記されたものの提示か送付(写し可)を受けることとする。

ア. 本人確認書類

イ. 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

ウ. 社会保険料の領収証書

エ. 公共料金(電気、ガス、水道など)の領収証書

(本人確認の記録及び記録事項)

7. 本人確認を行った場合は、記録簿を作成し、

保管することとする。また、その記録簿には下記項目を記載するものとする。

ア. 本人確認を行った者の氏名

イ. 本人確認記録の作成者の氏名

ウ. 本人確認書類の提示日又は受取日

エ. 確認のために取引に係る文書を送付した場合はその送付日、持っていった場合のその日付

オ. 本人確認を行った取引の種類

カ. 本人確認を行った方法

キ. 当該本人確認書類の名称、記号番号その他の書類を特定することが出来る事項

ク. 顧客の氏名、住所、生年月日、法人の場合は名称、住所

ケ. 口座番号その他の取引記録を検索するための事項

コ. その他、必要と思われる事項

8. 写しによる送付を受けた場合はその写しを記録とともに保存するものとする。

9. 提示を受けた書類のコピーを保存する場合はその写しに上記項目が記載されている場合は、その記載事項に関する記録は不要とする。

10. 記載事項に変更又は追加があることが判明した場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録に記録されている内容を消去してはならない。但し新たな記録を作成して、旧記録を新たな記録とともに保存することは可とする。

附則

1. 本要領は、平成15年1月6日から実施する。

=====

委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領

=====

本要領は、受託業務管理規則第21条による委託者への取引履歴の開示に関する取扱について定めたものである。

(開示の請求に関する手続き)

第1条 委託者の、当社に対する取引履歴の開示請求は、個人情報の保護の観点から、書面によるものとし、その書面は当社が定める取引履歴の開示に関する請求書(以下、「開示請求書」という)によるものとする。

2 開示請求書の受付は、郵便、持参又はファクシミリによるものとする。

3 開示請求は、委託者本人又は当該委託者の代理人によるものとする。但し、代理人の範囲は、次に定めるものに限る。

(1) 開示を求める委託者本人が委任した代理人

(2) 成年被後見人の法定代理人又は当該法定代理人が委任した代理人

4 当社は、開示請求をした委託者が本人である旨を確認するものとし、その確認のため開示請求書に本人確認のための公的な証明書、その他当社が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めるものとする。

5 当社は、開示請求が代理人による場合には、正当な代理人である旨の確認及び代理人の本人確認をするものとし、その確認のため代理権を証する書面及び当該代理人の本人確認のための公的な身分証明書、その他当社が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めるものとする。

尚、この場合において、当社は、委託者本人又は法定代理人に対し、その代理人が正当な代理人であることを直接確認する必要があるときは、直接確認するものとする。

6 当社は、開示に係る費用を請求する場合があ

る。但し、費用の額については、委託者に過大な負担を強いることは避け、実費相当額とする。

(開示請求に対する当社の対応)

第2条 委託者から開示請求があったときは、当社は、当該委託者に係る開示資料の有無を調査し、存在しない場合には遅滞なく委託者本人又は代理人に通知するものとする。

2 当社は、開示資料が存在する場合には、開示請求が本要領に則ったものかどうかを審査するものとする。

3 前項の審査の結果、開示請求に応じることとした場合は、遅滞なく適切な方法により開示するものとする。

4 当社は、開示請求に関して記録を作成し保管するものとする。この場合において、第2項の審査結果については審査日、審査者、審査過程及び審査内容等を記録するものとする。

(開示請求に応じない場合)

第3条 当社は、以下の事項に該当する場合には開示請求に応じないこととする。この場合、当社は理由を付してその旨を委託者本人又は代理人に通知するものとする。

(1) 開示請求書が提出されない場合又は提出された場合であっても開示請求書に必要事項が記載されていない場合

(2) 委託者本人の確認ができない場合、代理人の証明ができない場合又は代理人本人の確認ができない場合

(3) 委託者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

(4) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

(5) 本要領第1条第6項により設定した開示に

係る費用が支払われない場合
(その他)

第4条 本要領に規定のないものについては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条、その他関係条文の規定に従い適切に対応するものとする。

附則

1. 本要領は、平成18年4月1日より実施する。

6. 外務員登録状況

期首登録	新規登録	抹消登録	期末登録
170名	52名	38名	184名

7. 委託者数

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
1,895人	1,901人	2,061人

8. 苦情・紛争に関する事項

当社では、お客様からの苦情や相談等に対しては、迅速かつ適切な処理を行うべく、受託業務管理部で統括的に受け付けています。

万一、お客様からクレーム等が発生した場合は

速やかに社内調査を行い、適正な対応を図っていますが、詳細な調査の結果、お客様からのクレームが不当な請求と判断される場合はその旨を十分にご説明申し上げた上で、ご理解いただけるよう努めています。しかし、ご納得いただけない場合は、断固たる態度で拒否し、裁判などの公的な場での判断に委ねることにしています。

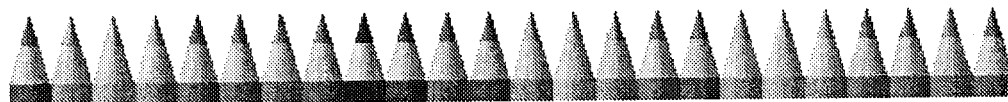
さて、当期(平成17年4月1日～平成18年3月31日)における委託者からの受託業務に関する異議や不平不満などの苦情の申し出件数は37件で、うち30件が解決、当期末の処理中件数は7件です。

紛争(すべてあつせん)の申し出件数は9件(前期からの繰越1件含む)で、うち3件が解決し、当期末の処理中件数は6件です。

9. 訴訟に関する事項

当期(平成17年4月1日～平成18年3月31日)における訴訟状況は、前期からの繰越18件、当期発生が18件(うち当社提起4件)で、解決したのが14件。すべてが当社の勝訴判決または調停・裁判和解で終結。当期末の係争中件数は22件です。

* * * * *



■ 経理の状況

1. 貸借対照表

※平成18年3月31日現在／単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(9,684,612)	流動負債	(7,492,407)
現金・預金	2,030,874	一年内返済長期借入金	64,900
預託金	150,000	未払法人税等	123,310
委託者未収金	16,491	預り委託証拠金(現金)	6,827,442
有価証券	100,800	預り委託証拠金(代用)	221,909
商品	14,172	未払金	36,416
前払費用	1,424	未払費用	191,838
保管有価証券	221,909	預り金	26,590
差入保証金	5,425,273	固定負債	(397,357)
委託者先物取引差金	1,377,664	長期借入金	122,400
繰延税金資産	40,089	退職給付引当金	12,066
短期貸付金	1,700	その他固定負債	262,890
未収入金	131,946	引当金	(322,346)
立替金	331	商品取引責任準備金	322,346
未収収益	175,730	(商品取引所法第221条第1項)	
貸倒引当金	△ 3,795		
固定資産	(2,475,833)	負債合計	8,212,111
・有形固定資産	782,950	(資本の部)	
建物	342,095	資本金	(500,000)
車両	8,490	資本金	500,000
器具及び備品	42,772	利益剰余金	(3,464,757)
土地	389,591	・利益準備金	125,000
・無形固定資産	69,078	・任意積立金	2,300,000
営業権	7,875	別途積立金	2,300,000
電話加入権	20,739	・当期未処分利益	1,039,757
ソフトウェア	40,463	株式等評価差額金	△ 16,423
・投資その他の資産	1,623,803		
投資有価証券	40,890	資本合計	3,948,334
出資金及び加入金	316,800		
長期未収債権	52,114	負債・資本合計	12,160,445
長期差入保証金	465,957		
長期貸付金	130,432		
長期前払費用	327,701		
繰延税金資産	202,191		
その他の投資	115,690		
貸倒引当金	△ 27,974		
資産合計	12,160,445		

2. 損益計算書

※平成17年4月1日～平成18年3月31日／単位：千円(未満切捨)

科 目		金 額
経 常 損 益	営業収益	5,352,042
	受取手数料 売買損益	4,853,960 498,082
	営業費用 販売費及び一般管理費	3,856,450
	営業利益	1,495,592
経 常 損 益	営業外収益	223,081
	受取利息及び割引料 地代家賃 有価証券売却益 その他	388 50,420 99,125 73,146
	営業外費用 支払利息及び割引料 貸倒引当金繰入 その他	5,144 2,509 31,661
	経常利益	1,679,358
特別損益	特別損失 商品取引責任準備金繰入 減損損失 役員退職金	186,399 82,819 73,580 30,000
	税引前当期純利益	1,492,958
	法人税及び住民税、事業税	660,109
	法人税等調整額	△ 44,731
	当期純利益	877,579
	前期繰越利益	182,178
	自己株式消却額	20,000
	当期末処分利益	1,039,757

3. 重要な会計方針

①有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 売買目的の有価証券

市場価格に基づく時価法

(b) 満期保有目的の債券

償却原価法

(c) その他の有価証券

- ・時価のあるもの：決算末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの：移動平均法による原価法

(d) 保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次の通り

- ・超長期・長期利付国債：額面金額の80%
- ・中期利付国債：額面金額の85%
- ・割引国債：額面金額の75%
- ・社債(上場銘柄)：額面金額の65%
- ・株券(一部上場銘柄)：時価の70%相当額
- ・証券投資信託受益証券：基準価格の65%
- ・指定倉荷証券：時価の70%相当額

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品：移動平均法による原価法

③固定資産の減価償却の方法

法人税法に定める償却方法と同一の基準

- ・有形固定資産：定額法又は定率法
- ・無形固定資産：定額法
- ・長期前払費用：均等償却による

④引当金の計上方法

(a) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上

尚、昭和52年4月1日より、勤続5年以上の従業員の退職により支給する金額は、りそな信託銀行における適格退職年金制度を採用

(b) 貸倒引当金

- ・一般債権：貸倒実績率により計上
- ・貸倒懸念債権：財務内容評価法により計上
- ・破産更正債権等：財務内容評価法又はキャッシュフロー見積法により計上

(c) 未払従業員賞与

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給額を合理的に見積り、このうち当期に帰属する金額を期間按分したものを計上

(d) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上

⑤消費税の経理処理

税抜方式

⑥営業収益の計上基準

(a) 受取手数料(商品先物取引)

商品先物取引の受取手数料は、商品取引所において取引が成立したときに計上

(b) 売買損益(商品先物取引)

商品先物取引の場合、反対売買により取引を決済したときに生じた損益及び当期末における未実現評価損益を営業収益の売買損益に計上

尚、現物商品は、出荷基準により計上

⑦固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準(平成14年8月9日企業会計審議会)及び固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(平成15年10月31日企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第6号)に基づいて、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用している。

これにより税引前当期純利益が73,580千円減少している。なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該資産の金額から直接控除している。

* * * * *

4. 注記事項

【貸借対照表関係】

①担保資産、預託資産、分離保管資産

(a)担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおり

・担保資産の内訳

建	物	213,727千円
土	地	365,662千円

合	計	579,390千円
---	---	-----------

・対応する債務の内訳

長期借入金	187,300千円
-------	-----------

合	計	187,300千円
---	---	-----------

(b)預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

有価証券	100,800千円
------	-----------

保管有価証券	221,909千円
--------	-----------

合	計	322,709千円
---	---	-----------

(c)分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は指定信託100千円及び委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金への預託金150,000千円です。なお、分離保管に代えて銀行等の保証を受けている金額は0千円です。

②委託者未収金

・内訳	無担保未収金	有担保未収金
1年未満のもの	3,533千円	12,957千円
1年以上のもの	8,118千円	43,995千円

合	計	11,652千円	56,953千円
---	---	----------	----------

③商品取引責任準備預金

日本商品先物取引協会の定める「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」第3条の規定に基づいた商品先物取引事故に備える預金です。

④短期差入保証金

自己の未決済取引に係る取引証拠金(短期差入保証金)は28,100千円を自己の未決済玉に係るものとして(株)日本商品清算機構に預託しております。

⑤委託者先物取引差金

委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の売買損相当額を委託者に代わって(株)日本商品清算機構に立替払いした金額で、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものです。

⑥取締役に対する長期金銭債権

17,031千円

⑦有形固定資産の減価償却累計額

241,319千円

⑧税効果会計関係

(a)繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

・繰延税金資産(流動)

未払事業税	: 10,646千円
未払賞与損金不算入額	: 28,042千円
その他	: 1,401千円

繰延税金資産(流動)計 : 40,089千円

・繰延税金資産(固定)

商品取引責任準備金	: 132,162千円
減損損失損金不算入額	: 30,168千円
取引所加入調整金	: 11,460千円
その他有価証券評価差額金	: 11,413千円
貸倒引当金繰入限度超過額	: 10,369千円
退職給付引当金繰入限度超過額	: 4,947千円
その他	: 1,673千円

繰延税金資産(固定)計 : 202,192千円

繰延税金資産合計 : 242,281千円

(b)法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳の注記を省略しています。

⑨リース契約により使用する重要な固定資産のリース債務残高

本社の商品取引システム	: 66,811千円
本社のテレマーケティングシステム	: 39,629千円
本社等の本支店間IP電話設備ほか	: 24,232千円

132,785千円

【損益計算書関係】

①受取手数料

すべて商品先物取引によるものです。

②売買損益

・売買損益の内訳

商品先物決済損益	: 494,396千円
商品先物評価損益	: 0千円

商品先物取引の売買損益合計 : 494,396千円

商品先物取引以外の売買損益 : 3,686千円

売買損益合計 : 498,082千円

③減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上した。

・場所:	神戸市長田区	赤穂郡上郡町
・用途:	従業員寮	研修所
・種類:	土地及び建物	土地

当社は投資の意思決定単位である事業所単位にグルーピングを行っています。なお、直接的に事業の用に供していない福利厚生施設については個別に取り扱っています。

市場価額が著しく下落した上記の福利厚生施設の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(73,580千円)として特別損失に計上した。

なお、上記資産の回収可能価額について土地は路線価を基に実勢価額を加味した正味売却価額、建物は固定資産税評価額により算定しています。

④一株当りの当期純利益

914円14銭

* * * * *

5. 利益金処分計算書

※株主総会承認日：平成18年6月15日／単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	
I. 当 期 未 処 分 利 益		1,039,757
II. 利 益 処 分 額		794,800
1. 株 主 配 当 金	144,000	
2. 取 締 役 賞 与 金	147,500	
3. 監 査 役 賞 与 金	3,300	
4. 別 途 積 立 金	500,000	
III. 次 期 繰 越 利 益		244,957

6. 監査に関する事項

本ディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

7. 財務比率

※平成18年3月31日現在(aは小数点第2位を四捨五入、他は小数点第2位以下切捨)

諸 項 目	比 率 (%)
(a) 純資産額規制比率[純資産額／リスク額×100]	298.0%
(b) 自己資本資本金比率[自己資本／資本金×100]	789.6%
(c) 自己資本比率[自己資本／総資産額×100]	32.4%
(d) 修正自己資本比率[自己資本／総資産額×100]※1	60.7%
(e) 負債比率[負債合計額／純資産額×100]	192.2%
(f) 流動比率[流動資産額／流動負債額×100]	129.2%

※1)「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたもので、実質的に事業資金として使用できない、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。